

- (一) 間接生産工ノ直接生産工ノ導入ノ義務大ニシテハ對シ
 - (二) 建設労働員ノ日給ニ日給ノ一スルコト
 - (三) 一平ニ限ルモ六日間ノ公休日ニ與ヘル事
 - (四) 火藥其外並劍刺槍並リ、~~銃~~ニ對シテハ日給ノ一スルコト
 - (五) 兵器彈藥工平日給ニ日給ノ一スルコト
 - (六) 粉業採掘工ノ日給全額支給ノコト
 - (七) 注意既難答ニ難答賞與ニ支給ノコト
 - (八) 難答賞與ハ既難答制ノ實入ニ對シテ支給スルコト
 - (九) 決之答ニ難答長給ニナスルコト
 - (十) 難答年當ニ三港以上支給スルコト
 - (十一) 不難難工ニ其給率ニ制限スルコト
 - (十二) 年末平給給祭日ノ給率料給ノ日ニ日給全額支給ノ事
- 委員側通イサレシムル業ニ難答案ハ審議ノ結果

財團法人協働會大阪支所

財團法人協働會大阪支所

ムルコト

ト審議決定致シマシタカラ全員ノ賛成ヲ願ヒマス

(結果)

議長採否ヲ問ヒ賛成者多數ニテ可決

7、專賣局共済組合金年制加入自由意思ニ依ル件

提案者 名古屋向上會

説明者 陳 内 英 夫

(説明)

專賣局ニ於ケル共済組合年金制ノ加入ハ各加入者ノ自由意思ニ依ルモノトシ慶イ。現在ノ制度ニ依レバ二十ケ年間月々掛ケルモノヲ退職後七ケ年ニ割當テ。支給スルヤウニナリ居リ之ガ可否ノ議論ハ二ツニ岐レ居ルモ假リニ二千圓ノ積立金アリトシテ之ヲ七ケ年ニ分割支給ヲ受クルトキハ一ケ年二、三百圓宛ナルヲ以テ、新ニ職業ヲ始トスル